

公募要領

令和 7 年度
高度研究人材等活用促進事業委託業務

令和 7 年 4 月

沖縄県

沖縄県では、県内の高度研究人材等を活用した県内企業の研究開発等を支援することで、産業の高度化による持続的なイノベーションの創出を目指す「高度研究人材等活用促進事業」の実施に関する委託先について、以下の要領で広く募集します。受託を希望される方は、本要領に従って企画提案書等をご提出下さい。

1 目的

本委託業務は、県内産業における高付加価値の商品・技術等の開発等、産業の高度化による持続的なイノベーションの創出へ繋げることを目的に、県内大学等から輩出される高度研究人材等と県内企業等とが繋がる機会を創出することで、高度研究人材等の県内企業等への興味・関心を高めるとともに県内企業等による人材確保に向けた取組を推進する。

また、過去に本事業にてマッチングを行った高度研究人材等のさらなる専門的能力・知識等の習得を支援する。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 令和7年度高度研究人材等活用促進事業委託業務
- (2) 事業期間 契約締結の日から令和8年2月28日まで
- (3) 内容
 - (1) 県内企業等と高度研究人材等のマッチング支援
 - (2) 高度研究人材等活用促進事業補助金の実施に係る支援

※事業対象者等の定義

・高度研究人材

- ① 県内の高等専門学校専攻科に在籍する者
- ② 県内の大学院に在籍する者
- ③ 修士または博士の学位を取得した者のうち、任期付きで採用され、県内の大学等で研究業務に従事している者

なお、①、②、③の者については、下記分野の学問を修学している者とする。

分野：農学、理学、工学、保健学、教育学（理科教育分野）

・大学生等

県内の大学生または高等専門学校に在籍する学生（専攻科を除く）のうち、下記分野の学問を修学している者とする。

分野：農学、理学、工学、保健学、教育学（理科教育分野）

・県内企業等

沖縄県内に事業所（登記上の事業所、工場、研究所等）を有する企業のうち、「ライフサイエンス」・「環境」・「エネルギー」・「農林水産」・「情報通信」・「ナノテク・材料」・「ものづくり技術」に関連する分野の中小企業者等。

※中小業者等とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する「中小企業者」及び「小規模企業者」とする。

3 応募に係る業務内容

別添 企画提案仕様書のとおり

4 予算額及び経費限度額

委託費の上限額は、10,396 千円以内とする。（消費税及び地方消費税込み）

（当該金額は、企画提案のために提示する上限額であり、契約金額ではない。）

5 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 沖縄県内に事業所（支店、営業所含む）を有する法人であること。
- (2) 本業務を履行できる体制が整備されていること。共同企業体を構成する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (3) 学生等を対象とした企業等魅力発信イベント・講座等や研究開発・技術経営支援等の業務実績を有しており、本業務の遂行に必要な知識、業務内容を的確に遂行するに足る能力、人員や経営基盤等を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

＜参考＞地方自治法施行令第167条の4第1項（抜粋）

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。共同企業体を構成する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (6) 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 35 号）第 6 条に基づき、以下のいずれにも該当しないこと。
 - ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ② 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (8) 提出書類の受付期間において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 地方自治法、地方財政法及び沖縄県財務規則による制約が課せられ、様式による事務が要求され、責任義務等が生じる旨を了承できること。
- (10) 委託契約終了後も、事業評価等に責任をもって対応することができること。
- (11) 応募は、単独に限らず共同企業体も可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
 - (ア) 共同企業体の場合は、共同企業体の中に管理法人を置くものとする。
 - (イ) 管理法人は、本業務の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とする。
 - (ウ) 管理法人は以下の要件を満たす事を必須とする。
 - ① 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
 - ② 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
 - ③ 当該委託業務契約後においても、共同企業体を代表して事業評価等に責任をもって対応することができること。
 - (エ) 共同企業体の構成員間において協定を締結し、共同企業体の管理法人が応募を行うこと。
 - (オ) 共同企業体の協定書には、目的、名称、構成員の住所及び名称、代表者(管理法人)、代表者の権限、構成員の業務分担、構成員の連帯責任、取引金融機関、契約不適合責任、協議事項等が記載されていること。
 - (カ) 共同企業体を構成する全ての事業者が、応募資格(5)～(10)要件を満たすこと。
 - (キ) 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(1), (3)要件を満たすこと。
- (12) 社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入する義務がある場合は、これらに加入していること。
- (13) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っているほか、労働関係法令を遵守していること。
- (14) 沖縄県情報セキュリティ基本方針及び対策基準をはじめ、その他組織に適用されるセキュリティポリシー等を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じていること。

6 応募方法

(1) 提出書類

公募要領に従い提案書を作成し、期限までに持参又は郵送にてご提出ください。

提出書類	様式
①企画提案応募申請書	様式 1
②プレゼンテーション資料	任意様式
③企画提案書	様式 2
④事業計画書	様式 3
⑤経費見積書	様式 4
⑥実施体制	様式 5
⑦類似・関連事業実績書	様式 6
⑧法人概要	様式 7
⑨誓約書	様式 8
⑩社会保険に加入義務がないことについての申出書 ※該当の場合のみ	様式 9
⑪質問書 ※質問する場合のみ	様式 10
⑫共同企業体協定書 ※共同企業体の場合のみ	任意様式
⑬添付資料 ・ 定款又は寄附行為 ・ 直近 3 事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類 ・ 滞納がないことを証明する書類 ➤ 国税：主たる事業所等の所在地を管轄する税務署が発行する納税証明書（その 3 の 3） ➤ 都道府県税：主たる事業所等の所在地を管轄する都道府県事務所等が発行する課税されている全ての税目について滞納がない旨の証明書 ➤ 市区町村税：主たる事業所の所在地の自治体が発行する課税されている全ての税目について滞納がない旨の証明書 ・ その他提案に関する資料	任意様式

※共同企業体による応募の場合、⑦～⑩、⑫⑬の書類は、共同企業体の構成員ごとに提出してください。

(2) 提出期限及び部数

- ・ 提出部数：提出書類①～⑧ 各 7 部（正本 1 部及びコピー 6 部）
提出書類⑨⑩⑫⑬ 各 1 部 ※様式 9 は該当する場合のみ提出
- ・ 提出期限：令和 7 年 5 月 14 日（水）16 時必着（郵送含む）
- ・ 提出先：「12 問い合わせ先」のとおり

※上記(1)の各書類を A 4 タテのフラットファイルに番号順に並べてページを振り、ファイレリングし、持参または送付により提出してください。

※電子メール及び FAX による提出は受け付けません。

※持参の場合は、土・日・祝日を除く9時から16時の間に提出してください。

※郵送の場合は、封筒に「高度研究人材等活用促進事業委託業務に係る提出書類在中」と朱書きの上、配達が証明できる方法（特定記録、簡易書留等）で送付して下さい。

※提出された書類は返却しませんので、御了承下さい。

(3) 応募に関する質問

本公募要領、企画提案仕様書及び様式に関して質問がある場合には、質問書（様式10）を電子メール又はFAXによって提出することとし、送付後速やかに担当まで電話連絡し、受信の確認を行ってください。

なお、審査の経過等に関する問い合わせには応じられません。

- ・質問受付期限：令和7年5月8日(木)12時
- ・提出先：「12 問い合わせ先」のとおり
- ・質問への回答：本公募ホームページ上で随時公開します。

(4) 不受理及び無効に関する事項

- ① 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。それ以外の言語及び通貨を用いる書類は受理できません。
- ② 応募資格を有しない者の提案、又は事実と異なる内容の提案など、不備がある提案書は受理できません。
- ③ 提案書に不備があり、提出期限までに整備できない場合は、提案を無効とさせていただきます。この場合、書類を返却いたします。

7 対象経費

(1) 経費の区分

本事業の対象経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果のとりまとめに必要な経費であり、原則として以下の経費が対象となります。

経費項目	内容
A 労務費（直接経費）	
1 労務費 （雇用職員）	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給与等
B 事業費（直接経費）	
1 旅費 （雇用職員）	雇用職員が事業を行うために必要な旅費（国内外出張、打ち合わせ等）
2 費用弁償 （外部依頼）	外部委員等を招聘するために必要な航空運賃、宿泊費その他滞在に係る経費
3 謝金	外部委員等への謝金
4 消耗品費	事業に必要な物品購入のための経費 ※当事業のみで使用され、単価が3万円未満、又は使用可能期間が1年未満のもの

	5 印刷製本費	事業で使用するチラシ、パンフレット、事業成果報告書等の印刷製本に要する経費
	6 役務費	事業に必要となる郵便料、運送代、通信・電話料、保険料等の経費
	7 使用料	事業実施に必要な会場の使用や、バスの借上げ、機械器具等のレンタルに要する経費
	8 その他 必要経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの
C 再委託費・外注費		県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費
D 一般管理費		委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費。 (労務費を含む直接経費（再委託費・外注費は対象外）×10%以内で計上する(小数点以下切り捨て))
E 消費税		(「A 労務費」＋「B 事業費」＋「C 再委託費」＋「D 一般管理費」) × 10 / 100

- ① 各経費については、単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、この事業を実施するに当たっての一切の費用を積算してください。
- ② 各経費へ計上する際は、労務費等の消費税額が含まれていないものについては、その額を計上し、消耗品費や印刷製本費等のすでに消費税が含まれているものについては、消費税分を減額して計上してください。消費税については、各経費を合計した後に乗じてください。消費税に小数点以下の端数が発生した場合は切捨て。ただし、免税事業者である場合は、消費税が含まれているものについてもその額を経費として計上してください。
- ③ 3万円以上の物品については、原則として購入せず、リース等で用意してください。
- ④ 労務費単価は、根拠とした算出方法を記載し、法人独自の受託業務に係る単価規程等を根拠としている場合は、その単価の積算方法及び根拠とした基準資料を添付してください。
- ⑤ 直接経費として計上できない経費
 - ア 建物等施設に関する経費
 - イ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
 - ウ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - エ その他事業に関係のない経費

(2) 経費の内容

応募時には、実施期間中における所要見込額を積算していただきますが、実際に支出できる経費の額は、採択後、審査結果等に基づき協議の上決定しますので、あらかじめご了承ください。

(3) 経理処理について

経費については、節減に努めつつ、効率的に業務を実施し、適正に経理処理を行う必要があります。

(4) その他

- ① 経費算定の対象は、原則として委託期間中に委託業務を行うにあたって発生し、かつ、支払われる経費とし、委託期間外に発生又は支払われる経費は認めないものとします。ただし、委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、その支払期限が委託期間終了日の翌月末日までのものは経費精算対象とします。
- ② 委託事業の実施期間の終了日までに実績報告書を県に提出いただき、原則、委託金額の確定後に精算払いとなります。

8 委託事業者の選定方法

(1) 選定方法

第一次審査として5の応募資格等を満たしているかの書面審査を行った上で、第二次審査（プレゼンテーション審査）として別途定める企画選定委員会（以下「選定委員会」という。）において評価を行い、第1位選定者を選定します。

ただし、応募者が4者以上ある場合は、科学技術振興課にて第一次審査（書面審査）を行い上位3者以内に選定し、その上位者について選定委員会にて審査することになります。

(2) 選定委員会

審査については、沖縄県庁内に設置される選定委員会において、企画提案者によるプレゼンテーションを実施して行われます。

審査は、各審査項目の合計得点が高い方を上位として順位付けをし、最も得点が高い者を第1位選定者として選定します。なお、合計点が委員全員満点の6割に満たない場合は順位付けを行いません。

審査は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じませんので、予めご了承ください。また、提出された提案書等は返却しません。

(3) 審査基準

審査は主に次の項目について行われます。

ア 適合性

事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること。

イ 実現性

企画提案の内容や事業実施の方法が妥当であり、実施体制、財政基盤など必要な業務遂行能力を有し、実現可能な提案内容となっていること。

ウ 提案内容の具体性

事業を効果的に実施するための企画提案の内容や事業実施の方法について具体性のある提案内容であること。

エ 積算の妥当性

事業を実施するにあたり、妥当な積算となっていること。

オ 総合評価

ア～エの各審査項目を踏まえた全体的な評価

(4) 第二次審査（プレゼンテーション審査）の予定

ア 日時 令和7年5月下旬

イ 場所 沖縄県庁内

ウ 提出書類に基づき説明すること（※審査の場での追加資料配布は認めません）

エ 審査会場への入場者は3名以内とする

※第二次審査（プレゼンテーション審査）の時間等詳細については改めて案内します。

9 契約について

(1) 契約の締結

企画選定第1位選定者と業務内容及び額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約します。

県と第1位選定者との間で委託に関する協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議を行い、合意に至った場合に契約するものとします。提出のあったいずれの提案内容も妥当でないと判断した場合には、再公募を実施します。

(2) 契約の金額

協議により合意に至った選定者から見積書を再徴収し、予定価格の範囲内で決定します。なお、提出された経費見積書と同額にならない場合があります。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要があります。なお、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する場合があります。

＜参考＞契約保証金について（沖縄県財務規則 抜粋）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

10 スケジュール（予定）

決定までのスケジュールは以下のとおりを予定しています。

ただし、変更することもあり得えます。

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| (1) 質問受付期限 | 令和 7 年 5 月 8 日（木）12 時 |
| (2) 応募書類提出期限 | 令和 7 年 5 月 14 日（水）16 時必着 |
| (3) 第二次審査（プレゼンテーション審査） | 令和 7 年 5 月下旬 |
| (4) 審査結果通知・事前協議 | 令和 7 年 5 月下旬 |
| (5) 契約 | 令和 7 年 6 月上旬 |

11 留意事項

応募に当たっては、次の項目に留意してください。

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて応募書類が提出された場合 ※「6 (2) 提出期限及び部数」参照

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本公募要領に違反すると認められた場合

オ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

- (2) 提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き、原則として認めない。
- (4) 企画提案書等の作成に要する経費等、本事業の企画提案に要した経費については、応募者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (6) 委託事業者の選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (7) 審査の結果については、申請書を作成した者に対して文書で通知する。

12 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1－2－2 沖縄県庁 7 階

沖縄県企画部科学技術振興課科学振興班 平良

電話番号 098-866-2560、FAX 番号 098-866-2799

E メール aa012100@pref.okinawa.lg.jp